



令和7年9月1日

徳島労働局長

亀井 崇 殿

徳島地方最低賃金審議会

会長 段野 聡子

徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月17日付け徳労発基0717第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の徳島県最低賃金（時間額896円）は令和5年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、県内は中小企業・小規模事業者が大半を占める状況にあり、原材料価格の高騰や最低賃金額の上昇に伴う労務費等、事業運営コストが年々上昇する中、十分な価格転嫁が困難な状況も踏まえ、以下の事項について政府等に対し、なお一層の取組を強く要望する。

- ① 中小企業・小規模事業者に対するヒアリング等を行い、必要な支援についてきめ細やかに把握した上で、長期的な視点に立って、生産性の向上を始めとした経営環境の改善、もって賃金引上げに資する継続的な支援を行うこと。
- ② 労務費などの上昇を適正に価格転嫁できるよう、必要な施策を講ずること。特に、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、当該施策を講ずるに当たっては、消費者に対して転嫁に理解を求めていくことにも配慮すること。

おって、最低賃金の改正審議において「通常の事業の賃金支払能力」の検討を行うに当たり、特に、中小企業・小規模事業者の当該能力の把握に資するデータが十分でないと考えられることから、整備を行うとともに、都道府県別の当該データを各地方最低賃金審議会に提供するよう、併せて要望する。

徳島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,046円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年1月1日

徳島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 896 円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（89,568円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$896 \text{ 円 (徳島県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (注)} = 125,670 \text{ 円}$$

（注） 令和5年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率